

2010年度冬学期演習（綜合法政・公共政策・法学部合併）

「フランス法の基本的諸問題」（北村教授）

（月曜5限・第4演習室）

10月18日開講

未定であった内容は以下の通り。

フランスにおける判例のあり方、特に判例変更の効果の時間的範囲の問題、をテーマとする。

フランスでは判例が法を創造することには異論はないが、しかし、判例の形式的な（法律と同じ資格での）法源性は、むしろ相変わらず否定されている。実際、従来の法律中心主義的理解のもとでは、判例は法律の解釈にすぎないので、判例変更の場合でも、その法律規定は、はじめからそのような意味を持っていたものとみなされる。即ち、判例変更には遡及効が認められるのである。

ところが、例えば銀行取引のように多数の者が関係し得る分野では、この考え方は、多くの訴訟を誘発するという実務的不都合がある。それは、法律改正により対処すれば良いというのが従来の考え方であったが、しかし、破毀院は、2004年の検討委員会報告に基づいて、必要に応じて判例変更の効果を将来に限定することを始めた。

この新機軸に対する反論を検討しよう。改革に対する反論には、しばしば従来の法意識が一層鮮やかに定式化されるからである。フランス独特の考え方の探求として、興味深いものが見出されるであろう。

文献：Vincent Heusé, A propos du Rapport sur les revirements de jurisprudence (2005), etc.

（プリント配布予定）

参考文献：差し当たり、北村（編）『アクセスガイド外国法』のフランス法の項のI。

本演習は、同時に、フランスの法文献を正確に読む訓練を兼ねるので、毎回の進捗は多くはないが、全員の毎回の予習が必要であり、若干の時間延長もあり得る。

意ある諸君（初心者でも）の積極的な参加を歓迎する。

※ 10月4日（月）5限に上記教室で説明会を行うので、参加予定者は出席されたい。